Flat 光電話ネクスト契約約款

株式会社 C-mind

### 第1章 総則

## 第1条(約款の適用)

株式会社 C-mind(以下、「当社」といいます。)は、この Flat 光電話ネクスト契約約款(約款の別紙に定める特則を含み、以下、「約款」といいます。)を定め、これにより Flat 光電話ネクスト(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

- 2. 本サービスには、約款ならびにその他の個別規定および追加規定(以下、総称して「個別規定等」といいます。)が適用されます。なお、約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が約款に優先して適用されるものとします。
- 3. 約款および個別規定等は、第2条に定める契約者と当社の間で締結される本サービスの利用に関する契約(以下、「本サービス利用契約」といいます。)の内容となります。

第2条 (用語の定義)

約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味	
(1) 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備	
(2)電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電	
	気通信設備を他人の通信の用に供すること	
(3) 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの	
(4) 国際通信	通信のうち本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地	
	球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局および可	
	搬型地球局をいいます。以下同じとします)および当社が別に	
	定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末	
	(以下、「特定衛星携帯端末」といいます。)を含みます。以	
	下同じとします)との間で行われるもの。	
(5) 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける	
	通信	
(6)音声利用 IP 通信網	主として通話並びに通話に付随する映像および符号による通信	
	(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第 82 号)に定める電	
	気通信番号(当社が別に定めるものに限ります)を相互に用い	
	て行うものとします)の用に供することを目的としてインター	
	ネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設	
	備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およ	
	びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設	
	備をいいます。以下同じとします)	

(7) Flat 光電話ネクスト (本サービス)	音声利用 IP 通信網を使用して当社が行う通話サービス	
(8) Flat 光 for Biz	Flat 光 for Biz 契約約款に基づき、IP 通信網を使用して当社が	
	行う電気通信サービス	
(9) 取扱所交換設備	本サービス取扱所に設置される交換設備(その交換設備に接続	
	される設備等を含みます)	
(10) 申込者	本サービス利用契約の申し込みをした者	
(11) 契約者	当社と本サービス利用契約を締結した者	
(12)契約者回線	本サービス利用契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者	
	が指定する場所との間に設置される電気通信回線	
(13)利用回線	本サービスの利用に必要となる電気通信回線	
(14) 端末設備	利用回線等の一端に接続される電気通信設備であって、一の部	
	分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ず	
	る区域内を含みます)または同一の建物内にあるもの	
(15) 自営端末設備	契約者が設置する端末設備	
(16) 自営電気通信設	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端	
備	末設備以外のもの	
(17) 特定事業者	東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社	
(18) 技術基準等	端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)および端末設備	
	等の接続の技術的条件	
(19)消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令	
	の定めに基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25	
	法律第 226 号)および同法に関する法令の定めに基づき課税さ	
	れる地方消費税の合計額	
(20) ユニバーサルサー	電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のた	
ビス料	めの負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る	
	交付金および負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省	
	令第64号)により算出された料金	
(21) 電話リレーサー	聴覚障害者等による電話利用の円滑化に関する法律(令和2年	
ビス料	法律第53号)に定める電話リレーサービス提供の確保のため	
	の負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円	
	滑化に関する法律施行規則(令和2年総務省令第110号)に	
	より算出された料金	
(22)相互接続点	特定事業者と特定事業者以外の電気通信事業者との間の相互接	
	続協定(特定事業者が特定事業者以外の電気通信事業者との間	

	で電気通信設備の接続に関し締結した協定(事業法第 33 条第 9	
	項もしくは第 10 項または第 34 条第 4 項の規定に基づくものを	
	含みます。)をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に	
	係る電気通信設備の接続点(特定事業者が協定事業者(特定事	
	業者が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとし	
	ます。)へ提供している都道府県の区域(日本電信電話株式会社	
	等に関する法律(昭和 59 年法律第 85 号)第 2 条第 3 項に定め	
	る都道府県の区域をいいます。以下同じとします。)をまたがる	
	伝送に関する卸電気通信役務(事業法第 29 条第 11 項に規定す	
	るものをいいます。以下同じとします。)に係る区間との分界	
	点を含みます。)	
(23) 協定事業者	特定事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者	
(24)リルーティング通	協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づ	
信等	き、音声利用 I P通信網内で接続する通信	
(25) 相互接続通信	相互接続点との間の通信、相互接続点相互間の通信およびリル	
	ーティング通信等(サービス接続点を介して行われるものを含	
	みます。)	
(26) 契約者回線等	契約者回線、利用回線、当社もしくは特定事業者が必要により	
	設置する電気通信設備、相互接続点並びに特定事業者が定める	
	電話サービス契約約款第 3 条の表の 29 欄の(1)に規定するも	
	の、総合ディジタル通信サービス契約約款第3条の表の 26 欄の	
	(1)に規定するものおよび特定地域向け音声利用 I P 通信網サー	
	ビス契約約款第3条の表の2 欄の(1)に規定するもの	

### 第3条(約款の変更)

当社は、次に掲げる場合、当社の裁量にて、約款を変更する場合があります。

- (1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 約款の変更が、本サービス利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2. 当社は、前項による約款の変更にあたり、当該変更の影響を受けることになる契約者に対して、約款を変更する旨および変更後の約款の内容とその効力発生日を、効力発生日の1ヶ月前までに、当社ホームページ(URL: https://flat-series.com/hikari/)に掲示し、または当社が別に定める方法により内容を通知します。変更後の約款は、当社が別に定める場合を除いて、当該効力発生日より、効力を生じるものとします。
- 3. 約款の変更の効力発生日以後、契約者が本サービスを利用した場合、契約者は変更後の約款に同意したものとみなされます。

- 4. 本サービスの全部または一部を当社の都合により廃止する場合、第2項に定める通知を行います。ただし、本サービスについて、当社の責任範囲以外の部分(本サービスの構成に影響を与えるサービスを提供する電気通信事業者が仕様変更を行った場合等)が廃止され、かかる通知を事前に行うことができない場合は、この限りではありません。
- 5. 約款および個別規定等に基づき当社が契約者に対して行う通知その他の連絡(以下、本条において「通知等」といいます。)は、電子メールの送信、書面の郵送、書面の宅配、当社のホームページでの掲載その他当社が適当と判断する方法により行います。
- 6. 通知等を電子メールの送信、書面の郵送または書面の宅配により行う場合、当社は契約者が当社に届け出ている連絡先に宛てて通知します。
- 7. 通知等は、当社が当該通知等の内容を記載した電子メールや書面を送信もしくは発送した時点、または当社のホームページ上に表示した時点より効力を生じるものとします。

## 第4条(外国における取扱いの制限)

本サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

#### 第2章 契約

#### 第5条(契約の成立)

本サービス利用契約は、利用希望者が本規約に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い 本サービス利用契約申し込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成 立するものとします。

2. サービス開始日は、当社による回線工事完了または切り替え完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

## 第6条(契約の単位)

当社は、契約者回線または1の利用回線ごとに1の本サービス利用契約を締結します。

### 第7条(本サービスの提供区域)

本サービスは、当社が別途定める提供区域において提供します。

#### 第8条(契約申し込みの承諾)

当社は、本サービス利用契約の申し込みを承諾するときは、第3条(本規約の変更)に基づき 契約申込者に通知します。

- 2. 当社は、前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みの全部または一部を承諾しないことがあります。なお、この場合、当社は、不承諾の理由を開示する義務を負わないものとします。
- (1) 本サービス利用契約の申し込みをした者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合。
- (2) 本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 本サービス利用契約の申し込みをした者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (4) 第50条(利用に係る契約者の義務)の定めに違反するおそれがあるとき。
- (5) 利用できないプランまたは付加機能が申し込まれたとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

## 第9条 (契約者の地位の承継)

相続または法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人または契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。

- 2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する 代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3. 当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

## 第10条(契約者の氏名等の変更)

契約者は、本サービス利用契約の申し込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社 所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。

- 2. 契約者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。
- 3. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
- 4. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

#### 第11条(権利の譲渡等禁止)

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却また は契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものと します。

### 第12条(個人情報の取扱いについて)

当社は、本サービスを遂行するため契約者より提供を受けた個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます)を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および当社が別途定める「個人情報保護方針/個人情報の取扱いについて

(https://cmind-co.jp/privacy/)」(以下「当社規程」といいます。)に基づいて適正に取り扱います。

- 2. 当社は、契約者の個人情報について、当社規程に定める目的のほか、以下の目的で利用します。
- (1) 契約者への本サービスの提供
- (2) 契約者の管理
- (3) 本サービスの運営上必要な事項の連絡
- (4) 本サービスの利用に必要となる機材等の梱包、発送業務
- (5) 料金の請求に関する業務
- (6) 契約者からの問合せへの対応業務
- (7) 当社が発行するメールマガジンの配信
- (8) 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘
- (9) キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
- (10) 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
- 3. 当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護し、(イ)契約者の同意が得られた場合、
- (ロ)法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、
- (ハ) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要に応じ開示することがあります。
- 4. 当社は、当社規程に従い、本条で定める利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。
- 5. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

# 第13条(契約者回線番号)

本サービスの契約者回線番号は、1の回線収容部または1の利用回線ごとに当社が定めます。 2. 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの契約者 回線番号を変更することがあります。

#### 第14条(請求による契約者回線番号の変更)

契約者は、迷惑電話(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます)または間違い電話(現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます)を防止するために、契約

者回線番号を変更しようとするときは、本サービス取扱所に対し当社所定の書面または別途当 社が指定する方法によりその変更の請求をしていただきます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

#### 第15条(契約者回線の移転)

契約者は、契約者回線の移転を請求することができます。

- 2. 当社は、前項の請求があったときは、第8条(契約申し込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。
- 3. 当社は、契約者から第 1 項の請求があったときは、現に契約している本サービス利用契約について解除の通知および契約者が指定する場所において新たに同一内容の本サービス利用契約の申込みがあったものとして取り扱うこととします(この取扱いについては、以下単に「移転」といいます。)。

#### 第16条(契約者回線の異経路)

当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

### 第17条 (契約内容の変更)

契約者は、本サービスに係る契約内容(契約者回線の終端の場所等を除きます。)の変更を請求することができます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、第8条(契約申し込みの承諾)の定めに準じて取り扱います。

## 第18条(本サービス利用契約に係る利用権の譲渡)

本サービス利用契約に係る利用権(契約者が契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を いいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じませ ん。

- 2. 契約者は、利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。
- 3. 前項の規定により本サービス利用契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、本サービス利用契約に係る利用権を譲り受けようとする者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合を除いて、これを承認します。
- 4. 本サービス利用契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務(第36条(通信料金の支払義務)の規定により、協定事業者が定める相

互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。) を承継します。

#### 第 19 条 (本サービスの事業者変更)

契約者は、本サービスの事業者変更(契約者が指定する者が、現に利用している本サービスから、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している別の電気通信事業者が第 1 種サービス(特定事業者の定める音声利用 I P通信網サービス契約約款に定める第 1 種サービスをいいます。以下同じとします。)を用いて提供する電気通信サービスまたは特定事業者が提供する第 1 種サービスに移行することをいいます。以下同じとします。)を請求することができます。

- 2. 当社は、前項の規定により本サービスの事業者変更の請求があったときは、当社が別に定めるものである場合を除いて、これを承諾します。
- 3. 当社は、本サービスの事業者変更があったときは、契約者から本サービス利用契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

## 第20条(契約者が行う本サービス利用契約の解除)

契約者は、当社所定の手続きに従って当社に通知することにより、本サービス利用契約を解除することができます。

# 第21条(当社が行う本サービス利用契約の解除)

当社は、次の場合には、その本サービス利用契約を解除することがあります。

- (1) 第23条(提供停止)の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 前号の定めにかかわらず、本サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき、または当社の業務遂行上支障があるときであって、第23条(提供停止)第1項各号の定めのいずれかに該当するとき。
- 2. 当社は、前項に定める場合のほか、次の場合は、その本サービス利用契約を解除します。
- (1) 契約者回線について、Flat 光 for Biz 契約約款の解除または利用回線以外の Flat 光 for Biz サービス品目または細目への変更があったとき。
- (2) 利用回線について、Flat 光 for Biz サービス利用権の譲渡があった場合であって、本サービス利用に係る権利の譲渡の承認の請求がないとき。
- (3) 利用回線が、移転等により本サービスの提供区域外となったとき。
- 3. 当社は、前2項の定めにより、その本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

#### 第22条(その他の提供条件)

本サービス利用契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

#### 第3章 付加機能

#### 第23条(付加機能の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

# 第24条(付加機能の提供の一時中断)

当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の提供の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。)を行います。

## 第4章 提供中止等

### 第25条(提供中止)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社または特定事業者の電気通信設備の保守上、工事上または本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
- (2) 特定の契約者回線等から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします)を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、または輻輳するおそれがあると当社または特定事業者が認めたとき。
- (3) 第29条(通信利用の制限等)の定めにより、当社または特定事業者が通信利用を中止するとき。
- (4) 特定事業者が利用回線に係る電気通信サービスの提供中止を行ったとき。
- 2. 当社は、前項の定めにより本サービスの提供を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3. 第1項に定める場合のほか、本サービスに関する提供ついて料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その本サービスの提供を中止することがあります。

#### 第26条(提供停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスおよび付加機能の提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第42条(債権の譲渡および譲受)の定めにより同条に定める当社指定事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者に支払わないときとします)。
- (2) 当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 契約者回線を本サービスの利用以外の用途に使用したと当社が認めたとき。
- (4) 第50条(利用に係る契約者の義務) または第53条(利用上の制限)の定めに違反したとき。
- (5) 前4号のほか、本規約の定めに反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき
- 2. 当社は、前項の定めにより本サービスの提供停止をするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。理由、提供停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、本条第1項第3号により、本サービスの提供停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

#### 第5章 通信

#### 第27条(相互接続点との間の通信等)

相互接続通信は、当社が別記1に定めた通信に限り行うことができるものとします。

2. 相互接続通信を行うことができる地域(以下、「接続対象地域」といいます。)は、当社または特定事業者が相互接続協定により定めた地域とします。

## 第28条(通信の切断)

当社は、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)第 15 条第 2 項の定めによる警報事項の通知に 当たり必要がある場合は、通信を切断することがあります。この場合、あらかじめその通信を している者にそのことを通知します。

#### 第29条(通信利用の制限等)

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天 災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは 救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とす る通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、 次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社または特定事業者がそれらの機関との協 議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域 の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)を行うことがあります。

### 機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

警察機関

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記 14 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

- 2. 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3. 当社は、国際通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、国際通信の全部または一部の利用を制限または中止する措置をとることがあります。
- 4. 前3項に規定するほか、契約者は、当社、特定事業者または協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その契約に係る接続契約者回線等を使用することができない場合においては、本サービスを利用できないことがあります。

### 第30条(通信時間等の制限)

前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

# 第31条(通信時間の測定等)

通信時間の測定等については、料金表に定めるところによります。

## 第32条(国際通信の取扱い地域)

国際通信の取扱い地域は、料金表に定めるところによります。

# 第33条(契約者回線番号等通知)

契約者回線等からの通信については、その契約者回線等に係る契約者の契約者回線番号を着信 先へ通知します。ただし、次の通信については、この限りでありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信。
- (2) 契約者回線番号非通知(契約者の請求により、契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先へ通知しないことをいいます)の扱いを受けている契約者回線等から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます)。
- (3) その他当社が別に定める通信。
- 2. 第1項の定めにより、その契約者回線等の契約者回線番号を着信先へ通知しない扱いとした通信については、着信先が当社の別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。
- 3. 当社は、前2項にかかわらず、契約者回線等から、電気通信番号規則第11条に定める緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者回線番号、氏名または名称および契約者回線等に係る終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします)の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りでありません。

- 4. 当社は、前3項の定めにより、契約者回線番号等を着信先へ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の責任の制限の定めに該当する場合に限り、その定めにより責任を負います。
- ※1 本条第1項第2号に定める当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立 ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。
- ※2 本条第2項に定める当社が別に定める付加機能は、発信電話番号通知要請機能とします。 ※3 契約者は、本条の定め等により通知を受けた契約者回線番号等の利用にあたっては、総務 省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドラ イン」を尊重するものとします。

### 第6章 料金等

第34条(料金および工事に関する費用)

当社が提供する本サービスの料金は、基本料金、通信料金および手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。

2. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表に定めるところによります。

※本条第1項に定める基本料金は、当社が提供する本サービスの態様に応じて、基本額、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および端末設備使用料を合算したものとします。

第35条(基本料金の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします)について、料金表に定める基本料金の支払いを要します。

- 2. 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (2) 提供停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の定めによるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

#### 区別

# 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。

支払いを要しない料金

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金。

当社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する その本サービスについての料金。

3. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

## 第36条 (通信料金の支払い義務)

契約者は、その契約者回線等から契約者回線等へ行った通信(その契約者回線等の契約者以外 の者が行った通信を含みます。)について、当社が確認した通信時間と料金表の定めとに基づ いて算定した通信料金の支払いを要します。

2. 契約者は、契約者の契約者回線等と契約者回線等(特定事業者が定める電話サービス契約約款第3条の表の29欄の(1)に規定するもの、総合ディジタル通信サービス契約約款第3条の表の26欄の(1)に規定するものおよび特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第3条の表の25欄の(1)に規定するものに限ります。)との間の通信について、本サービスに係る部分と電話サービス、総合ディジタル通信サービスまたは特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る部分とを合わせて、当社が測定した通信時間と料金表の定めとに基づいて算定し

た通信料金の支払いを要します。ただし、契約者回線等(特定事業者が定める電話サービス契約約款第3条の表の29欄の(1)に規定するもの、総合ディジタル通信サービス契約約款第3条の表の26欄の(1)に規定するものおよび特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第3条の表の25欄の(1)に規定するものに限ります。)から契約者回線等へ行った通信料金については、それぞれ特定事業者が定める電話サービス契約約款、総合ディジタル通信サービス契約約款または特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款等に定めるところによります。

- 3. 相互接続通信の料金の支払義務については、前2項の定めにかかわらず、契約者または相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき特定事業者または協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定またはその請求については、当社、特定事業者または協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社または特定事業者が別に定めるところによります。
- 4. 前3項の定めにかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 5. 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。)は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

#### 第37条(手続きに関する料金の支払い義務)

契約者は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けた ときは、料金表に定める手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、工事の着手前にそ の契約の解除があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われて いるときは、当社は、その料金を返還します。

#### 第38条(工事費の支払い義務)

契約者は、契約の申込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し(以下、この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の定めにかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第39条(料金の計算等)

料金の計算方法並びに料金および工事費(以下、総称して「料金等」といいます。)の支払方法は、料金表に定めるところによります。ただし、当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合は、当社が別に定める場合を除き、本規約の定めにより料金表に定める料金等(当社が請求した料金等の額と本規約の定めにより料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額との差額を含みます)の支払いを要します。

#### 第 40 条 (割増金)

契約者は、料金等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

## 第41条(延滞利息)

契約者は、料金等その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法廷利率で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

#### 第42条(債権の譲渡および譲受)

契約者は、料金等本サービスまたはその他当社が契約者に対して有する債権を当社が指定する 譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社は、契約者への個 別の通知または譲渡承認の請求を省略できるものとします。

- 2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。)の規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承認するものとします。この場合、本サービスを提供する事業者および当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略できるものとします。
- 3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。
- 4. 契約者は、契約者が前条の定めにより当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、本条第1項の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者に支払わないときとします。)は、当社がその料金の支払いがない旨等を、当社に債権を譲り渡した事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

#### 第7章 保守

## 第43条(契約者の維持責任)

契約者は自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件に適合するよう維持していただきます。

# 第44条(契約者の切分責任)

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2. 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- (注)本条は、当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備または自営電気通信設備には適用しません。

### 第45条(修理または復旧の順位)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障しまたは滅失した場合に、その全部を修理しまた は復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧 します。

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの
	水防機関との契約に係るもの
	消防機関との契約に係るもの
	災害救助機関との契約に係るもの
	警察機関との契約に係るもの
	防衛機関との契約に係るもの
	輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
	通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
	電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
	水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
	選挙管理機関との契約に係るもの

新聞社、放送事業者および通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国または地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます)

3 第1順位および第2順位に該当しないもの

(注)当社は、当社の設置した電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的に回線収容 部または契約者回線番号を変更することがあります。

#### 第8章 損害賠償

### 第46条(責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局(複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします)もしくは固定衛星地球局より外国側もしくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときまたは契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます)は、その本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。

- 2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- (1) 料金表に定める基本料金
- (2) 料金表に定める通信料金(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします)の前6料金月の1日当たりの平均通信料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します)。
- 3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の定めは適用しません。
- 4. 第1項および第2項の定めにかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

※1 本条第2項第2号に定める当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料金とします。

※2 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表の定めに 準じて取り扱います。

#### 第 47 条 (免責)

当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に 当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の 責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2. 当社は、約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下、この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下、この条において「技術的条件」といいます。)の定めの変更(当社に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の定めの適用の変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した定めに係る部分に限り負担します。

#### 第9章 雑則

#### 第48条(特定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

契約の申込みの承諾を受けた者または利用権を譲り受けることの承認を受けた者(以下、この条において「契約者等」といいます。)は、当社が別に定める事業者(事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします)がそれぞれ定める契約約款の定めに基づいて、その事業者と電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。ただし、契約者等からその事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。

2. 前項の定めにより契約を締結した者は、該当する事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

#### 第49条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、そ

の請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知しま す。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### 第50条(利用に係る契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
- (2) 故意に契約者の契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換または本サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社または特定事業者が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (5) 当社または特定事業者が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2. 契約者は、前項の定めに違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### 第51条(契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、契約者からの契約 者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

- (1) 契約者回線等の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます)または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

# 第52条(技術的事項)

本サービスにおける基本的な技術的事項は、当社が別に定めるところによります。

#### 第53条(利用上の制限)

契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

契約者が、コールバックサービス(本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします)のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、または他人に利用させること。

方 式	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側
	の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にの
	み、それに応答することで提供がなされるコールバックサ
	ービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の確認を行
	うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコ
	ールバックサービスの方式

#### 第54条(契約者の氏名の通知等)

契約者は、当社または特定事業者と相互接続通信に係る契約を締結している事業者から請求が あったときは、当社がその契約者の氏名、住所および契約者回線番号等を、その事業者に通知 する場合があることについて、同意していただきます。

- 2. 相互接続通信(当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします)に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る事業者に通知することについて、同意していただきます。
- 3. 契約者(相互接続通信の利用者を含みます)は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等(電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます)、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。
- 4. 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします)は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 5. 契約者は、当社が、第38条(債権の譲渡および譲受)の定めに基づき債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所および契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号および第23条(提供停

- 止)の定めに基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 6. 契約者は、当社が第 38 条(債権の譲渡および譲受)の定めに基づき債権を譲渡する場合に おいて、債権を譲り受けた事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の 情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

#### 第55条(特定事業者からの通知)

契約者は、当社が、料金または工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、特定事業者からその料金または工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

#### 第56条(電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

当社は、契約者から申出があり、かつ当社の業務の遂行上支障がないときは、当社が別に指定する事業者の契約約款等の定めによりその事業者が契約者に請求することとした電気通信サービス等の料金または工事に関する費用について、その事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

2. 前項の定めにより、当社が請求した料金または工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に定める取扱いを廃止します。

#### 第57条(番号案内)

当社は、当社が付与した契約者回線番号または契約者回線番号以外の番号もしくは当社または 当社が別に定める事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内(以下、「番号案内」とい います。)を行います。

- 2. 前項に定めるほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、当社または特定事業者もしくは当社が別に定める事業者が定める電話サービス契約約款等の定めに準じて取り扱います。
- (注)番号案内の利用に当たっては、接続契約者回線等から「104」をダイヤルして行う通信の発信に際して、その接続契約者回線等に係る契約者回線番号又は追加番号(着信課金番号を除きます。)を通知していただきます。

#### 第 58 条 (番号情報の提供)

当社は、当社の番号情報(電話帳掲載または番号案内に必要な情報(第 57 条(番号案内)の 定めにより番号案内を省略することとなった契約に係る情報を除きます)をいいます。以下こ の条において同じとします)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために当 社または特定事業者が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとしま す)に登録します。

- 2. 契約者は、前項の定めにより登録した番号情報が、番号情報データベースを設置する特定事業者から電話帳発行または番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限ります)に提供されることを予め了承するものとします。
- ※1 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン (平成 16 年総務省告示第 695 号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合 は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

※2 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号 情報を電気通信事業者等が利用する場合に当社または特定事業者が提供します。

# 第59条 (法令に定める事項)

本サービスの提供または利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところ によります。

### 第60条(閲覧)

本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

## 第61条(附帯サービス)

本サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

# 第62条(反社会的勢力に対する表明保証)

契約者は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係 企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと、 反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

- 2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
- (1) 反社会的勢力に属していること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
- (3) 反社会的勢力を利用していること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。
- 3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

# 第63条 (サービスの廃止)

当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

# 第64条(分離可能性)

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

# 附則

2024年2月1日制定 2024年8月1日改定

## 別紙料金表【通則】

### 第1条(料金の計算方法等)

当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金および通信料金は料金月に従って計算します。

- 2. 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
- (1) 料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始(付加機能についてはその提供の開始)があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
- (3) 料金月の初日に本サービスの提供の開始(付加機能についてはその提供の開始等)があ
- り、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止等があったとき。
- (4) 料金月の初日以外の日にチャネル数の変更等により月額料金の額が増加又は減少したと
- き。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (5) 第31条(基本料金の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- (6)5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3. 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第31条(基本料金の支払義務)第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4. 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

## 第2条(端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

## 第3条(料金等の支払い)

契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じ、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

#### 第4条(料金の一括後払い)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が 指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

# 第5条(前受金)

当社は、当社が請求することとなる料金または工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、あらかじめ前受金を預かることがあります。尚、前受金には利息を付さないこととします。

# 第 6 条 (消費税相当額の加算)

本規約の定めにより料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金 表に定める消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。

# 第7条(料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の定めにかかわらず、 臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

以上

※金額は税込表示です。

# 1. 基本料金

# (1) 基本額

プラン	月額利用料	
Flat 光電話ネクスト	2,750 円(税抜価格 2,500 円)	
Flat 光電話ネクスト A(エース)	3,850 円(税抜価格 3,500 円)	

- ※ 基本額には Flat 光電話ネクスト電話対応機器の利用料を含みます。
- ※ Flat 光電話ネクスト A(エース)の基本額には、付加機能の「番号表示サービス」、「ナンバー・リクエスト」、「キャッチ電話サービス」、「電話転送サービス」、「着信拒否サービス」、「着信お知らせメール」の月額利用料および 528 円(税抜価格 480 円)分の通話料を含みます。

# (2) 付加機能使用料

付加機能	単位	月額利用料
番号表示サービス	1 利用回線ご	440 円
	ک	(税抜価格 400 円)
ナンバー・リクエスト	1 利用回線ご	220 円
	ک	(税抜価格 200 円)
キャッチ電話サービス	1 利用回線ご	330 円
	ک	(税抜価格 300 円)
電話転送サービス ※1	1番号ごと	550 円
		(税抜価格 500 円)
着信拒否サービス	1 利用回線ご	220 円
	ك	(税抜価格 200 円)
着信お知らせメール	1番号ごと	110円
		(税抜価格 100 円)
FAX お知らせメール	1番号ごと	110円
		(税抜価格 100 円)
追加番号サービス「マイナンバー」	1番号ごと	110円
		(税抜価格 100 円)
複数チャネルサービス「ダブルチャネル」	1チャネルご	220 円
	と	(税抜価格 200 円)
フリー電話・ワイド	1 利用回線ご	1,100 円
(基本機能)	ک	(税抜価格 1,000 円)

	<b>海粉同角等珊</b> 嫩处	1 利用回線ご	1,100 円
	複数回線管理機能		•
		と	(税抜価格 1,000 円)
	発信地域振分機能	1利用回線ご	385 円
		と	(税抜価格 350 円)
	話中時迂回機能	1 利用回線ご	880 円
		<u>ک</u>	(税抜価格 800 円)
	着信振分接続機能	1 利用回線ご	770 円
		と	(税抜価格 700 円)
	受付先変更機能	1利用回線ご	1,100 円
		ک	(税抜価格 1,000 円)
	時間外案内機能	1利用回線ご	715 円
		と	(税抜価格 650 円)
	カスタマコントロール	1利用回線ご	無料
	機能	と	
特定番号通知機能		1番号ごと	110 円
			(税抜価格 100 円)
Flat 光電話	全国利用型	#ダイヤル番号	16,500 円
短縮サービス		あたり	(税抜価格 15,000 円)
	ブロック内利用型	#ダイヤル番号	11,000 円
		あたり	(税抜価格 10,000 円)
グループ通話定額 ※2、※3、※4		1チャネルご	440 円
		ک	(税抜価格 400 円)

- ※1 「電話転送サービス」は、加入電話のボイスワープと一部機能が異なります。
- ※2 「グループ通話定額」は西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。) エリアと東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)エリアをまたいで や、Flat 光電話、Flat 光電話ネクスト以外の NTT や他社光コラボレーション回線間でのグル ープを構成することはできません。また、Flat 光電話ネクスト A(エース)は提供対象外とな ります。
- ※3 グループ内に Flat 光電話、Flat 光電話オフィスタイプ、Flat 光電話オフィス・エース、Flat 光電話ネクストを混在させることも可能です。なお、グループ内に Flat 光 for Biz の Flat 光電話オフィスタイプまたは Flat 光電話オフィス・エースの契約が 1 契約以上必要です。 ※4 契約単位は回線単位でのご契約となり、チャネル単位・電話番号単位でのご契約はできません。チャネル数の増減があった場合は、日割り計算にて定額料を請求いたします。
- (3) ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料 ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は合算にて請求いたします。

ユニバーサルサービス料(1 電話番号当たり)	総務省ホームページに公表のとおり	<b>※</b> 1
電話リレーサービス料(1番号当たり)	総務省ホームページに公表のとおり	<b>※</b> 2

- \*1 https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/universalservice/
- \*2 https://www.soumu.go.jp/menu\_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html

# (4) 機器損害金

契約者は、当社が貸与した機器を紛失、破損した場合および返却期限までに当社に返却しない場合、当社の請求に従い、機器損害金を支払うものとします。なお、次表に定める機器損害金の額は最大金額であり、請求金額は機器の継続利用年数により異なります。

機器	機器損害金(機器1台あたりの最大金額)
Flat 光電話ネクスト対応機器	12,000 円(非課税)

# 2. 通信料金(国内通話・通信)

項目		利用料
Flat 光電話ネクストへの通話(3分)		8.80 円(税抜価格 8.00 円)
NTT 東日本/NTT 西日	日本の加入電話、INS ネットへの	8.80 円(税抜価格 8.00 円)
通話および 117 (時報)	) ・171 (災害伝言ダイヤル) 等	
への通話 (3分)		
他社固定電話への通話	(3分)	8.80 円(税抜価格 8.00 円)
携帯電話への通話 (60	秒)	17.60 円(税抜価格 16.00 円)
他社 IP 電話(050 番	グループ B (3分)	11.55 円(税抜価格 10.50 円)
号) への通話	グループ C (3分)	11.88 円(税抜価格 10.80 円)
Flat 光電話データ転	利用帯域 64Kbps まで(30 秒)	1.10 円(税抜価格 1.00 円)
送サービス~Flat 光	利用帯域 64Kbps 超~512Kbps	1.65 円(税抜価格 1.50 円)
電話データ転送サー	まで (30 秒)	
ビス対応機器から	利用帯域 512Kbps 超~1Mbps	2.20 円 (税抜価格 2.00 円)
Flat 光電話データ転	まで (30 秒)	
送サービス機器への		
データ通信~		
(Flat 光電話データ		
転送サービスを複数		
同時利用した場合		
等)		
テレビ電話端末から FOMA への映像通信(60 秒)		33.00 円(税抜価格 30.00 円)

テレビ電話端末から	利用帯域 2.6Mbps まで	16.50 円(税抜価格 15.00 円)
テレビ電話端末への		
映像通信(3分)		
Flat 光電話データ転	利用帯域 2.6Mbps 超	110.00 円(税抜価格 100.00 円)
送サービス、テレビ		
電話等を複数同時利		
用した場合(3分)		
Flat 光電話・Flat 光	※別紙【Flat 光電話ネクスト 国	際通話料】に記載
電話 A (エース) の		
国際通話		

※国際通話および衛星通話の通信料金は、「別紙 料金表【料金(国際通話・衛星通話)】」に 定めるとおりとします。

# 3. 料金

# (1) 手続に関する料金

新規契約事務手数料	3,300 円(税抜価格 3,000 円)
転用契約事務手数料	2,200 円 (税抜価格 2,000 円)
事業者変更契約事務手数料	2,200 円 (税抜価格 2,000 円)

以上

# 1. 工事費

# (1) 新規開通工事費、移転工事費 ※1

分類	工事内容	料金
新規開通工事費	新設工事/配線ルート変更 ※2	23,100 円(税抜価格 21,000 円)
	配線設備再利用 ※2	12,760 円(税抜価格 11,600 円)
	派遣工事無し	4,400 円(税抜価格 4,000 円)
移転工事費	新設工事/配線ルート変更 ※2	23,100 円(税抜価格 21,000 円)
	配線設備再利用 ※2	12,760 円(税抜価格 11,600 円)
	派遣工事無し	4,400 円(税抜価格 4,000 円)

※1 代表的な工事の場合の金額になります。工事の内容によっては別途工事費が発生する場合があります。

※2 「光電話 交換機等工事費」(1,100 円(税抜価格 1,000 円))を省いた金額は、次表の 分割支払いをお選びいただけます。「光電話 交換機等工事費」は初回にお支払いいただきま す。

# 【2024年3月31日までに開通したお客様の分割支払い】

一括払い金額	分割払い回数	分割払い金額
22,000 円	30 回払	1~29 回目: 733 円 (733×29=21,257 円)
(税抜価格 20,000 円)		30 回目:743 円(22,000 円-21,257 円=残額の
		743円)
11,660 円	30 回払	1~29 回目:388 円 (388×29=11,252 円)
(税抜価格 10,600 円)		30 回目:408 円(11,660 円-11,252 円=残額の
		408円)

# 【2024年4月1日以降に開通したお客様の分割支払い】

一括払い金額	分割払い回数	分割払い金額
22,000 円	24 回払	1~23 回目:916 円 (916×23=21,068 円)
(税抜価格 20,000 円)		24 回目:932 円(22,000 円-21,068 円=残額の
		932円)
11,660 円	24 回払	1~23 回目:485 円(485×23=11,155 円)
(税抜価格 10,600 円)		24 回目:505 円(11,660 円-11,155 円=残額の
		505円)

# (2) その他割増工事費

新規開通工事費で分割払いを選択した場合、その他割増工事費は次の請求となります。

### 【その他割増工事費】

- ・ 夜間 (17 時~22 時) に工事を行う場合、(1)に定める金額の 1.3 倍の金額をお支払いいただきます。支払方法は分割払いになります。ただし新規開通工事費を一括払いで支払う場合は一括払いとなります。
- ・ 深夜 (22 時~翌 8 時 30 分) に工事を行う場合、(1)に定める金額の 1.6 倍の金額をお支払いいただきます。支払方法は分割払いになります、ただし新規開通工事費を一括払いで支払う場合は一括払いとなります。
- ・ 土日祝日に工事を行う場合、(1)に定める金額とは別に、土休日工事費加算額として 3,300 円(税抜価格 3,000 円)をお支払いいただきます。支払方法は、一括払いとなります。
- ・ その他工事費の一部は一括払いとなるものがあります。

## (3) 分割残債

特定事業者が提供する「フレッツ光」サービスを利用し、かつ開通工事費の分割残債額がある 状態で本サービスに転用した場合、開通工事費の分割残債額は引き続き当社へお支払いただき ます。

光コラボレーション事業者が提供する IP 通信網を使用した電気通信サービスを利用し、かつ 開通工事費の分割残債のある状態で本サービスに事業者変更した場合、開通工事費の分割残債 額は変更元の光コラボレーション事業者へ一括でお支払いただきます。

#### (4) 品目変更工事費

区分 ※1		工事費
変更前	変更後	
Flat 光 for Biz ファミリー	Flat 光電話ネクスト	4,400 円
Flat 光 for Biz マンション		(税抜価格 4,000 円)
Flat 光 for Biz ファミリー		4,400 円
+Flat 光電話		(税抜価格 4,000 円)
Flat 光 for Biz マンション		
+Flat 光電話		
Flat 光 for Biz 10G		11,660 円
		(税抜価格 10,600 円)
Flat 光電話ネクスト	Flat 光 for Biz ファミリー	4,400 円
	Flat 光 for Biz マンション	(税抜価格 4,000 円)
	Flat 光 for Biz ファミリー	4,400 円
	+Flat 光電話	(税抜価格 2,000 円)
	Flat 光 for Biz マンション	

+Flat 光電話	
Flat 光 for Biz 10G	22,000 円
	(税抜価格 20,000 円)

※1 「Flat 光 for Biz ファミリー」は「Flat 光 for Biz ファミリー100M」「Flat 光 for Biz ファミリー200M」「Flat 光 for Biz ファミリー1G」の総称で、「Flat 光 for Biz マンション」は「Flat 光 for Biz マンション 100M」「Flat 光 for Biz マンション 200M」「Flat 光 for Biz マンション 1G」の総称で、「Flat 光 for Biz 10G」は「Flat 光 for Biz 10G(ファミリー)」「Flat 光 for Biz 10G(マンション)」の総称です。

以上

# 別紙 料金表【料金(国際通話・衛星通話)】

# 1. 国際通話料

単位:円(1分ごと)

アイスランド共和国 70.0   アゼルバイジャン共和国 70.0   アセンション島 250.0   アゾレス諸島 35.0   アメリカ合衆国(ハワイを除きます。) 9.0   アカブ首長国連邦 50.0   アルジェリア民主人民共和国 127.0   アルベンチン共和国 50.0   アルバニア共和国 120.0   アルバニア共和国 202.0   アンギラ 80.0   アンドラクア・バーブーダ 80.0   アンドラ公国 41.0   イギリス(グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国) 42.0   イスラエル国 30.0   イタリア共和国 20.0   イタリア共和国 30.0   インドネシス共和国 80.0   インドネシア共和国 50.0   ウガンダ共和国 50.0   ウガンダ共和国 50.0   ウガンダ共和国 50.0   ウガンイ東方共和国 50.0   ウバアイ東方共和国 50.0   ウバアイ東方共和国 60.0	国	利用料
アゼルバイジャン共和国 70.0   アセンション島 250.0   アゾレス諸島 35.0   アフガニスタン・イスラム共和国 160.0   アメリカ合衆国(ハワイを除きます。) 9.0   アラブ首長国連邦 50.0   アルジェリア民主人民共和国 127.0   アルベンテン共和国 50.0   アルバニア共和国 120.0   アルバニア共和国 202.0   アンギラ 80.0   アンゴラ共和国 45.0   アンドラ公国 41.0   イエメン共和国 140.0   イギリス(グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国) 20.0   イスラエル国 30.0   イタリア共和国 20.0   イタリア共和国 20.0   インドネシン共和国 80.0   インドネシア共和国 45.0   ウガンダ共和国 50.0   ウガンダ共和国 50.0   ウブペキスタン共和国 50.0   ウズベキスタン共和国 100.0	アイスランド共和国	70.0
アセンション島 250.0   アゾレス諸島 35.0   アフガニスタン・イスラム共和国 160.0   アメリカ合衆国(ハワイを除きます。) 9.0   アラブ首長国連邦 50.0   アルジェリア民主人民共和国 127.0   アルゼンチン共和国 50.0   アルバニア共和国 120.0   アルメニア共和国 202.0   アンギラ 80.0   アンゴラ共和国 45.0   アンドラ公国 41.0   イエメン共和国 140.0   イギリス(グレート・ブリテンおよび北アイ 20.0   ルランド連合王国) 30.0   イタリア共和国 20.0   イタク共和国 80.0   インドネシア共和国 45.0   ウガンダ共和国 50.0   ウガンダ共和国 50.0   ウブンギュスタン共和国 50.0   ウズベキスタン共和国 100.0	アイルランド	20.0
アブバニスタン・イスラム共和国 160.0   アメリカ合衆国(ハワイを除きます。) 9.0   アラブ首長国連邦 50.0   アルジェリア民主人民共和国 127.0   アルベンチン共和国 50.0   アルバニア共和国 120.0   アルメニア共和国 202.0   アンギラ 80.0   アンゴラ共和国 45.0   アンドラ公国 41.0   イエメン共和国 140.0   イエメン共和国 140.0   イエメン共和国 30.0   イスラエル国 30.0   イタリア共和国 20.0   イラク共和国 225.0   インド 80.0   インドネシア共和国 45.0   ウガンダ共和国 50.0   ウガンダ共和国 50.0   ウガンダ共和国 50.0   ウズベキスタン共和国 100.0	アゼルバイジャン共和国	70.0
アフガニスタン・イスラム共和国 160.0   アメリカ合衆国(ハワイを除きます。) 9.0   アラブ首長国連邦 50.0   アルジェリア民主人民共和国 127.0   アルベンチン共和国 50.0   アルバニア共和国 120.0   アルメニア共和国 202.0   アンギラ 80.0   アンゴラ共和国 45.0   アンドラ公国 41.0   イエメン共和国 140.0   イギリス(グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国) 30.0   イスラエル国 30.0   イタリア共和国 20.0   イラク共和国 225.0   インド 80.0   インドネシア共和国 45.0   ウガンダ共和国 50.0   ウクライナ 50.0   ウズベキスタン共和国 100.0	アセンション島	250.0
アメリカ合衆国(ハワイを除きます。) 9.0   アラブ首長国連邦 50.0   アルジェリア民主人民共和国 127.0   アルベンチン共和国 80.0   アルバニア共和国 120.0   アルメニア共和国 202.0   アンギラ 80.0   アンゴラ共和国 45.0   アンドラ公国 41.0   イエメン共和国 140.0   イギリス(グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国) 20.0   イタリア共和国 20.0   イラク共和国 225.0   イラン・イスラム共和国 80.0   インド 80.0   インドネシア共和国 45.0   ウガンダ共和国 50.0   ウズマキスタン共和国 50.0   ウズベキスタン共和国 100.0	アゾレス諸島	35.0
アラブ首長国連邦 50.0   アルジェリア民主人民共和国 127.0   アルバ 80.0   アルバニア共和国 120.0   アルメニア共和国 202.0   アンギラ 80.0   アンゴラ共和国 45.0   アンドラ公国 41.0   イエメン共和国 140.0   イギリス (グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国) 20.0   イスラエル国 30.0   イタリア共和国 20.0   イラク共和国 80.0   インド 80.0   インド 80.0   インドネシア共和国 45.0   ウガンダ共和国 50.0   ウズンキスタン共和国 50.0   ウズベキスタン共和国 100.0	アフガニスタン・イスラム共和国	160.0
アルゼンチン共和国 50.0   アルバ 80.0   アルバニア共和国 120.0   アルメニア共和国 202.0   アンギラ 80.0   アンゴラ共和国 45.0   アンティグア・バーブーダ 80.0   アンドラ公国 41.0   イエメン共和国 140.0   イギリス(グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国) 30.0   イタリア共和国 30.0   イタリア共和国 225.0   イラグ共和国 80.0   インド 80.0   インドネシア共和国 45.0   ウガンダ共和国 50.0   ウガンダ共和国 50.0   ウズベキスタン共和国 50.0   ウズベキスタン共和国 100.0	アメリカ合衆国(ハワイを除きます。)	9.0
アルゼンチン共和国 50.0   アルバニア共和国 120.0   アルメニア共和国 202.0   アンギラ 80.0   アンデュ共和国 45.0   アンディグア・バーブーダ 80.0   アンドラ公国 41.0   イエメン共和国 140.0   イギリス(グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国) 20.0   イスラエル国 30.0   イタリア共和国 20.0   イラク共和国 80.0   インド 80.0   インドネシア共和国 45.0   ウガンダ共和国 50.0   ウクライナ 50.0   ウズベキスタン共和国 100.0	アラブ首長国連邦	50.0
アルバニア共和国 120.0   アルメニア共和国 202.0   アンギラ 80.0   アンデュグア・バーブーダ 80.0   アンドラ公国 41.0   イエメン共和国 140.0   イギリス(グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国) 20.0   イスラエル国 30.0   イタリア共和国 20.0   イラク共和国 225.0   イラン・イスラム共和国 80.0   インド 80.0   インドネシア共和国 45.0   ウガンダ共和国 50.0   ウクライナ 50.0   ウズベキスタン共和国 100.0	アルジェリア民主人民共和国	127.0
アルバニア共和国 120.0   アルメニア共和国 202.0   アンギラ 80.0   アンティグア・バーブーダ 80.0   アンドラ公国 41.0   イエメン共和国 140.0   イギリス(グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国) 20.0   イスラエル国 30.0   イタリア共和国 20.0   イラク共和国 80.0   インド 80.0   インドネシア共和国 45.0   ウガンダ共和国 50.0   ウクライナ 50.0   ウズベキスタン共和国 100.0	アルゼンチン共和国	50.0
アルメニア共和国 202.0   アンギラ 80.0   アンティグア・バーブーダ 80.0   アンドラ公国 41.0   イエメン共和国 140.0   イギリス(グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国) 20.0   イスラエル国 30.0   イタリア共和国 20.0   イラク共和国 80.0   インド 80.0   インドネシア共和国 45.0   ウガンダ共和国 50.0   ウクライナ 50.0   ウズベキスタン共和国 100.0	アルバ	80.0
アンギラ 80.0   アンディグア・バーブーダ 80.0   アンドラ公国 41.0   イエメン共和国 140.0   イギリス(グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国) 20.0   イスラエル国イスラエル国イスラエル国イラク共和国 30.0   イラク共和国 225.0   イラン・イスラム共和国インド 80.0 80.0   インドネシア共和国クガンダ共和国クガンダ共和国クガンダ共和国クガンダ共和国クガンダ共和国クガンダ共和国クガンダ共和国クガンダ共和国クガンダ共和国クガンダ共和国クガンダ共和国クガンダ共和国クガンダ共和国クガンダ共和国クガンダ共和国クガンダ共和国クガンダ共和国クガンダスティン共和国クログライナクガンベキスタン共和国クログライナクガンベキスタン共和国クログライナクガンベキスタン共和国クログライナクガンベキスタン共和国クログライナクログライナクガンダスティンカースのログライナクガンダスティンカースのログライナクガンダスティンカースのログライナクガンダスティンカースのログラインカースのログラインカースのログラインカースのログライナクガンダスティンカースのログライナクログライナクログラインカースのログランカースのログラインカースのログラインカースのログランカースのログランカースのログランカースのログランスのログランカースのログランカースのログランカースのログランス	アルバニア共和国	120.0
アンゴラ共和国45.0アンティグア・バーブーダ80.0アンドラ公国41.0イエメン共和国140.0イギリス (グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国)20.0イスラエル国30.0イタリア共和国20.0イラク共和国225.0イラン・イスラム共和国80.0インド80.0インドネシア共和国45.0ウガンダ共和国50.0ウクライナ50.0ウズベキスタン共和国100.0	アルメニア共和国	202.0
アンティグア・バーブーダ80.0アンドラ公国41.0イエメン共和国140.0イギリス (グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国)20.0イスラエル国30.0イタリア共和国20.0イラク共和国225.0イラン・イスラム共和国80.0インド80.0インドネシア共和国45.0ウガンダ共和国50.0ウクライナ50.0ウズベキスタン共和国100.0	アンギラ	80.0
アンドラ公国41.0イエメン共和国140.0イギリス (グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国)20.0イスラエル国30.0イタリア共和国20.0イラク共和国225.0イラン・イスラム共和国80.0インド80.0インドネシア共和国45.0ウガンダ共和国50.0ウクライナ50.0ウズベキスタン共和国100.0	アンゴラ共和国	45.0
イエメン共和国140.0イギリス (グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国)20.0イスラエル国イタリア共和国イラク共和国イラン・イスラム共和国インド 80.0225.0イラン・イスラム共和国インド 80.045.0ウガンダ共和国 50.0ウガンダ共和国 50.0ウクライナ 50.0ウズベキスタン共和国 100.0	アンティグア・バーブーダ	80.0
イギリス (グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国)20.0イスラエル国30.0イタリア共和国20.0イラク共和国225.0イラン・イスラム共和国80.0インド80.0インドネシア共和国45.0ウガンダ共和国50.0ウクライナ50.0ウズベキスタン共和国100.0	アンドラ公国	41.0
ルランド連合王国)30.0イヌリア共和国20.0イラク共和国225.0イラン・イスラム共和国80.0インド80.0インドネシア共和国45.0ウガンダ共和国50.0ウクライナ50.0ウズベキスタン共和国100.0	イエメン共和国	140.0
イスラエル国30.0イタリア共和国20.0イラク共和国80.0インド80.0インドネシア共和国45.0ウガンダ共和国50.0ウクライナ50.0ウズベキスタン共和国100.0	イギリス(グレート・ブリテンおよび北アイ	20.0
イタリア共和国20.0イラク共和国225.0イラン・イスラム共和国80.0インド80.0インドネシア共和国45.0ウガンダ共和国50.0ウクライナ50.0ウズベキスタン共和国100.0	ルランド連合王国)	
イラク共和国225.0イラン・イスラム共和国80.0インド80.0インドネシア共和国45.0ウガンダ共和国50.0ウクライナ50.0ウズベキスタン共和国100.0	イスラエル国	30.0
イラン・イスラム共和国80.0インド80.0インドネシア共和国45.0ウガンダ共和国50.0ウクライナ50.0ウズベキスタン共和国100.0	イタリア共和国	20.0
インド80.0インドネシア共和国45.0ウガンダ共和国50.0ウクライナ50.0ウズベキスタン共和国100.0	イラク共和国	225.0
インドネシア共和国45.0ウガンダ共和国50.0ウクライナ50.0ウズベキスタン共和国100.0	イラン・イスラム共和国	80.0
ウガンダ共和国50.0ウクライナ50.0ウズベキスタン共和国100.0	インド	80.0
ウクライナ50.0ウズベキスタン共和国100.0	インドネシア共和国	45.0
ウズベキスタン共和国 100.0	ウガンダ共和国	50.0
	ウクライナ	50.0
ウルグアイ東方共和国 60.0	ウズベキスタン共和国	100.0
	ウルグアイ東方共和国	60.0
英領バージン諸島 55.0	英領バージン諸島	55.0

エクアドル共和国	60.0
エジプト・アラブ共和国	75.0
エストニア共和国	80.0
エスワティニ王国	45.0
エチオピア連邦民主共和国	150.0
エリトリア国	125.0
エルサルバドル共和国	60.0
オーストラリア連邦	20.0
オーストリア共和国	30.0
オマーン国	80.0
オランダ王国	20.0
オランダ領アンティール	70.0
ガーナ共和国	70.0
カーボヴェルデ共和国	75.0
カザフスタン共和国	70.0
カタール国	112.0
カナダ	10.0
カナリア諸島	30.0
ガボン共和国	70.0
カメルーン共和国	80.0
ガンビア共和国	115.0
カンボジア王国	90.0
ギニアビサウ共和国	250.0
ギニア共和国	70.0
キプロス共和国	45.0
キューバ共和国	112.0
ギリシャ共和国	35.0
キリバス共和国	155.0
キルギス共和国	140.0
グアテマラ共和国	50.0
グアドループ島	75.0
グアム	20.0
クウェート国	80.0
クック諸島	155.0
グリーンランド	91.0

クリスマス島	20.0
グレナダ	80.0
クロアチア共和国	101.0
ケイマン諸島	70.0
ケニア共和国	75.0
コートジボワール共和国	80.0
ココス・キーリング諸島	20.0
コスタリカ共和国	35.0
コソボ共和国	120.0
コモロ連合	80.0
コロンビア共和国	45.0
コンゴ共和国	150.0
コンゴ民主共和国	75.0
サイパン	30.0
サウジアラビア王国	80.0
サモア独立国	80.0
サントメ・プリンシペ民主共和国	200.0
ザンビア共和国	70.0
サンピエール島・ミクロン島	50.0
サンマリノ共和国	60.0
シエラレオネ共和国	175.0
ジブチ共和国	125.0
ジブラルタル	90.0
ジャマイカ	75.0
ジョージア	101.0
シリア・アラブ共和国	110.0
シンガポール共和国	30.0
ジンバブエ共和国	70.0
スイス連邦	40.0
スウェーデン王国	20.0
スーダン共和国	125.0
スペイン	30.0
スペイン領北アフリカ	30.0
スリナム共和国	80.0
スリランカ民主社会主義共和国	75.0

スロバキア共和国	45.0
スロベニア共和国	100.0
赤道ギニア共和国	120.0
セネガル共和国	125.0
セルビア共和国	120.0
セントクリストファー・ネービス連邦	79.0
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	80.0
セントヘレナ島	250.0
セントルシア	80.0
ソマリア民主共和国	125.0
ソロモン諸島	159.0
タークス・カイコス諸島	80.0
タイ王国	45.0
大韓民国	30.0
台湾	30.0
タジキスタン共和国	60.0
タンザニア連合共和国	80.0
チェコ共和国	45.0
チャド共和国	250.0
中央アフリカ共和国	127.0
中華人民共和国(香港およびマカオを除きま	30.0
す。)	
チュニジア共和国	70.0
朝鮮民主主義人民共和国	129.0
チリ共和国	35.0
ツバル	120.0
デンマーク王国	30.0
ドイツ連邦共和国	20.0
トーゴ共和国	110.0
トケラウ諸島	159.0
ドミニカ共和国	35.0
ドミニカ国	112.0
トリニダード・トバゴ共和国	55.0
トルクメニスタン	110.0
トルコ共和国	45.0

トンガ王国	105.0
ナイジェリア連邦共和国	80.0
ナウル共和国	110.0
ナミビア共和国	80.0
ニウエ	159.0
ニカラグア共和国	55.0
ニジェール共和国	70.0
ニューカレドニア	100.0
ニュージーランド	25.0
ネパール連邦民主共和国	106.0
ノーフォーク島	79.0
ノルウェー王国	20.0
バーレーン王国	80.0
ハイチ共和国	75.0
パキスタン・イスラム共和国	70.0
バチカン市国	20.0
パナマ共和国	55.0
バヌアツ共和国	159.0
バハマ国	35.0
パプアニューギニア独立国	50.0
バミューダ諸島	50.0
パラオ共和国	100.0
パラグアイ共和国	60.0
バルバドス	75.0
パレスチナ	30.0
ハワイ	9.0
ハンガリー共和国	35.0
バングラデシュ人民共和国	70.0
東ティモール民主共和国	126.0
フィジー共和国	50.0
フィリピン共和国	35.0
フィンランド共和国	30.0
ブータン王国	70.0
プエルトリコ	40.0
フェロー諸島	75.0

フォークランド諸島	190.0
ブラジル連邦共和国	30.0
フランス共和国	20.0
フランス領ギアナ	50.0
フランス領ポリネシア	50.0
フランス領ワリス・フテュナ諸島	230.0
ブルガリア共和国	80.0
ブルキナファソ	80.0
ブルネイ・ダルサラーム国	62.0
ブルンジ共和国	70.0
米領サモア	50.0
米領バージン諸島	20.0
ベトナム社会主義共和国	85.0
ベナン共和国	80.0
ベネズエラ・ボリバル共和国	50.0
ベラルーシ共和国	80.0
ベリーズ	55.0
ペルー共和国	55.0
ベルギー王国	20.0
ポーランド共和国	40.0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60.0
ボツワナ共和国	75.0
ボリビア多民族国	55.0
ポルトガル共和国	35.0
香港	30.0
ホンジュラス共和国	65.0
マーシャル諸島共和国	110.0
マイヨット島	150.0
マカオ	55.0
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	80.0
マダガスカル共和国	160.0
マディラ諸島	35.0
マラウイ共和国	127.0
マリ共和国	55.0
マルタ共和国	70.0

マルチニーク島	55.0
マレーシア	30.0
ミクロネシア連邦	79.0
南アフリカ共和国	75.0
南スーダン共和国	125.0
ミャンマー連邦共和国	90.0
メキシコ合衆国	35.0
モーリシャス共和国	70.0
モーリタニア・イスラム共和国	80.0
モザンビーク共和国	127.0
モナコ公国	25.0
モルディブ共和国	105.0
モルドバ共和国	101.0
モロッコ王国	70.0
モンゴル国	60.0
モンセラット	112.0
モンテネグロ	120.0
ヨルダン・ハシェミット王国	110.0
ラオス人民民主共和国	105.0
ラトビア共和国	90.0
リトアニア共和国	60.0
リビア	70.0
リヒテンシュタイン公国	30.0
リベリア共和国	75.0
ルーマニア	60.0
ルクセンブルク大公国	35.0
ルワンダ共和国	125.0
レソト王国	70.0
レバノン共和国	112.0
レユニオン	70.0
ロシア	45.0

# 2. 衛星通話

単位:円(1分ごと)

地域	利用料
----	-----

インマルサット-フリート	209.0
インマルサット-BGAN/FBB	209.0
インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD	700.0
インマルサット-エアロ	700.0
インマルサット-M4-HSD/F-HSD	700.0
イリジウム	250.0
スラーヤ	175.0

<sup>※</sup> 相手国内の固定電話にかける場合、携帯電話にかける場合も料金は一律です。

以上

<sup>※</sup> 国際通話料の場合、消費税は不要です。

## 別表 料金表【通信時間の測定等】

#### 通信時間の測定等

ア 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者 又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にし た時刻までの経過時間とし、当社または特定事業者の機器(相互接続通信の場合には協定事業 者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。

イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。

(ア)回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間

(イ)回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、別途料金表に定める分数又は秒数に満たない端数の通信時間

ウ アの場合に、一般通信(移動体通信、IP電話通信および公衆通信を除く国内通信をいいます。以下同じとします。)について、その経過時間内に通信種別等の変更があった場合は、次の区分ごとに測定した経過時間を通信料金について算出するときの通信時間として取り扱います。

- (ア) 双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、最初に通信種別等の変更があった時刻までの時間
- (イ)最後に通信種別等の変更があった時刻から起算し、発信者または着信者による送受話器を かける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの時間
- (ウ)(ア)および(イ)以外の時間であって、通信種別等の変更があった時刻から起算し、その次の通信種別等の変更があった時刻までの時間

エ 一般通信については、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にしたときまたは通信種別等の変更があったときのその指定された通信種別等(その通信に係る同時通信数が2以上の場合の伝送速度については、それらに係る伝送速度の合計とします。)に基づき、ウに規定する区分ごとにそれぞれ料金表【基本料金、通信料金(国内)】に規定する料金種別の通信料金を適用します。ただし、ウに規定する区分について、適用される料金種別が同一となるものがある場合は、アに規定する1の経過時間ごとに、それぞれの区分に係る経過時間を合計したものを、その料金種別に係る通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。

オ エの場合において、実際に行われた通信に係る伝送速度が、発信者または着信者が指定した 伝送速度を下回る場合においても、当社は、発信者または着信者が指定した伝送速度に基づ き、通信料金を適用します。

- 1 (相互接続通信の料金等の取扱い)
- (1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次のとおりとします。
- (ア)国内通信に係る相互接続通信は、当社が別に定める事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。
- (イ) 国際通信に係る相互接続通信は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその契約者の契約者回線番号等をエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に通知し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。
- (2) 当社が別に定める接続形態により行われる相互接続通信((4)から(7)に定めるものを除きます。)の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が別に定める料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。ただし、当社または特定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表または特定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- (3) 上記(2)に定める料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- (4) 当社が別に定める接続形態により行われる相互接続通信のうち無線呼出し事業者等(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社または当社が別に定める中継事業者もしくは無線呼出し事業者をいいます。以下同じとします)に係る相互接続通信(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社または中継事業者に係る相互接続通信については、当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります)の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- (ア) ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社または中継事業者に係る他社相互接続通信については、当社が別に定めるものに限ります。以下この条において同じとします)以外の他社相互接続通信を伴うとき。その相互接続通信の料金は、その通信と、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。
- (イ) ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続 通信を伴わないとき。その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関する その他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります
- (ウ)無線呼出し事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 4 号に定める電気通信番号により識別されるものに係る他社相互接続通信を伴って行われ

る通信のとき。その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当 社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところ によります。

- (5) 当社が別に定める接続形態により行われる相互接続通信のうち当社が別に定める携帯・ 自動車電話事業者に係る相互接続通信(当社が別に定める電気通信設備に着信するものに 限ります。)の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- (ア) その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動 車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその 他の取扱いについては、その事業者の契約約款等に定めるところによります。
- (イ) アに定める料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- (6) (2)から(5)の定めにかかわらず、契約者回線等または当社が別に定める事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う本サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、本規約に定めるところによります。
- (7) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- (ア) イ以外のとき

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る事業者(その通信が 2 以上の事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る事業者との間の相互接続協定において定める事業者とします)がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その事業者の契約約款等に定めるところによります。

(イ)接続契約者回線等から外国の電気通信設備への通信

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるもの とし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところに よります。

## 2 (自営端末設備の接続)

(1) 契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成 16 年総務省令第 15 号。以下、「技術基準適合認定規則」といいます。)様式第 7 号の表示が付されている端末機器(技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます)、技術基準および技術的条件に適合することについて事業法第 86 条第 1 項に定める登録認定機

関または事業法第 104 条第 2 項に定める承認認定機関の認定を受けた端末機器、または技術 基準適合認定規則様式第 14 号に定める表示を付された特定端末機器(技術基準適合認定規則 第 3 条第 2 項で定める端末設備の機器をいいます)以外の自営端末設備を接続するときは当 社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- (ア) その接続が技術基準および技術的条件に適合しないとき。
- (イ) その接続が事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下、「事業法施行規則」といいます。)第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- (ア)技術基準適合認定規則様式第 7 号または第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
- (イ)事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4)(3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則(昭和 60 年郵政省令第 28 号)第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りでありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の定めに準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。
- 3 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にその自営端末設備の接続が技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2)(1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3)(1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準および技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。
- 4 (自営電気通信設備の接続)

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- (ア) その接続が技術基準および技術的条件に適合しないとき。
- (イ) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- (4)(3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りでありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の定めるに準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

## 5 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円 滑な提供に支障がある場合の検査については、3(自営端末設備に異常がある場合等の検査) の定めに準じて取り扱います。

### 6 (料金明細内訳情報の提供)

当社は、あらかじめ契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置(料金明細内訳情報を蓄積する装置を言います。)に登録した電子データにより提供します。

## 7 (利用権に関する事項の証明)

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿 (電磁的記録により調整したものを含みます。) に基づき証明します。ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
- (ア) 契約の申込みの承諾年月日
- (イ) 契約者回線番号
- (ウ) 契約者の住所または居所および氏名

- (エ)接続契約者回線等の終端のある場所
- (オ) その本サービスの種類、品目および細目
- (カ) 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日および受付番号
- (キ)利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
- (2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、本サービス取扱所に提出していただきます。この場合、当社が別途定める手数料の支払いを要します。契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて同意していただきます。

#### 8 (支払証明書の発行)

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社がその本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービス取扱所において、その本サービスおよび附帯サービスの料金その他の債務(本規約の定めにより、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます。)が既に当社に支払われた旨の証明書(以下、「支払証明書」といいます。)を発行します。
- (2) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

## 9 (他事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行)

当社は、本サービスに係る契約の申込みをする者または契約者から要請があったときは、当社が別に定める事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

- 10 (端末設備の提供)
- (1) 当社は契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備を提供します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、端末設備に係る料金および工事に関する費用を支払っていただきます。

## 11 (情報料回収代行の承諾)

契約者は、有料情報サービス(本サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者(以下、「情報提供者」といいます。)に支払う当該サービスの料金(有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。)を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

#### 12 (情報料回収代行に係る回収の方法)

- (1) 当社は、11 (情報料回収代行の承諾)の定めるにより回収する有料情報サービスの料金については、その契約者に請求します。この場合、その利用に係る本サービスの通信に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。
- (2)(1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

## 13 (情報料回収代行に係る免責)

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

### 14 (新聞社等の基準)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

区分	<del>}</del>	基準
1.	新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社
		(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議すること
		を目的としてあまねく発売されること。
		(2) 発行部数が、1 の題号について 8,000 部以上であること。
2.	放送事業者	放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条第 23 号に定める基幹放送
		事業者および同条第 24 号に定める基幹放送局提供事業者
3.	通信社	新聞社または放送事業者にニュース(1 欄の基準のすべてを備えた日刊
		新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは
		情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とす
		る通信社

# 15 (携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス) 別途当社が指定するところによります。

## 16 (IP 電話事業者の電気通信番号)

別途当社が指定するところによります。

以上

## 別紙2 月額オプションに係る特則

## 1. 適用規約

イツデモ端末保証サービス、イツデモ復旧サービス、イツデモIT サポート(以下、総称して「月額オプション」といいます。)の契約の適用規約は以下となります。

月額オプション	規約 URL
イツデモ端末保証サービス	http://www.itsudemodx.jp/wp-
	content/uploads/houjinkeitai_hosyo_kiyaku.pdf
イツデモデータ復旧サービス	http://www.itsudemodx.jp/wp-
	content/uploads/houjinkeitai_hukkyu_kiyaku.pdf
イツデモ IT サポート	https://www.itsudemodx.jp/wp-
	content/uploads/itsudemoitsupport-terms.pdf

## 2. 月額利用料

月額オプション	月額利用料 ※1
イツデモ端末保証サービス	880 円
	(税抜価格 800 円)
イツデモ復旧サービス	715 円
	(税抜価格 650 円)
イツデモ IT サポート	個人:1,078 円(税抜価格 980 円)
	法人:1,628 円(税抜価格 1,480 円)

<sup>※1</sup> 利用開始月および利用開始月の翌月について月額利用料は発生いたしません。

以上